

[翻訳]

ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー38 階

Tel : 03-6888-1000 (代表)

e-mail : pt_india@amt-law.com<http://www.amt-law.com/>

本和訳は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所が、インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) により、2011 年 9 月 23 日付で公表され、同年 10 月 23 日付で施行された 2011 年インド証券取引委員会 (株式の大量取得および買収) 規則 (Securities and Exchange Board of India (Substantial Acquisition of Shares and Takeovers) Regulations, 2011) の官報交付版を、日本語に翻訳したものです。本和訳は、インド証券取引委員会その他のインド政府機関の依頼により作成されたものではなく、したがってインド政府による公式な和訳ではありません。

2011 年インド証券取引委員会 (株式の大量取得および買収) 規則の原文中には、定義無しに使用されている語、説明なしに使用されている略語、その他意味が不明確な語や文章が、少なからず見受けられました。これらについては、訳者の判断により、必要に応じて意訳し、また「訳注」として脚注で解説を加えています。

翻訳にあたっては十分な注意を払っていますが、本書をインドへの投資において参考にされる場合、同時に原文 (英文) の該当箇所を参照することを強くお勧めします。なお、原文は、以下のインド証券取引委員会のオフィシャルウェブサイトにて、参照可能です。

<http://www.sebi.gov.in/sebiweb/>

当事務所は、本和訳における日本語訳の正確性について責任を負いません。

本和訳において使用するインドの法令および政府機関の名称ならびに法令用語等の日本語訳は、訳者による日本語訳であり、公定の訳ではありません。必要に応じて、原語である英語による表記を併記しています。

インド官報
臨時
3部4条
当局による告示
ニューデリー 2011年9月23日
インド証券取引委員会
通達
ムンバイ 2011年9月23日
2011年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則

F.No. LAD-NRO/GN/2011-12/24/30181 - 1992年インド証券取引委員会法(Securities and Exchange Board of India Act, 1992)(1992年15号) 11条(2)項(h)号および30条により付与される権限を行使するにあたり、インド証券取引委員会は、ここに以下の規則を制定する。

1章

序章

略称、開始および適用可能性

1. (1) 本規則は、2011年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則と称される場合がある。
- (2) 本規則は、官報告示日から起算して30日後の日に施行する。
- (3) 本規則は、対象会社の株式、議決権または支配権の直接取得および間接取得に適用される。

定義

2. (1) 本規則においては、文脈上別意に解すべき場合を除き、定義語は以下に定める意味を有するものとし、その同類表現および変化形は当該定義に従って解釈される。
 - (a) 「取得者 (acquirer) 」とは、対象会社の株式、議決権または支配権を自らが、自らの共同保有者を介して、または自らの共同保有者とともに直接または間接に取得するか、取得することに合意する者を意味する。
 - (b) 「取得 (acquisition) 」とは、対象会社の株式、議決権または支配権を直接または間接に取得するか、取得することに合意することを意味する。
 - (c) 「法 (Act) 」とは、1992年インド証券取引委員会法 (1992年15号) を意味する。

- (d) 「委員会 (Board)」とは、法3条に基づき設置されたインド証券取引委員会を意味する。
- (e) 「支配権 (control)」には、取締役の過半数を選任する権利または経営もしくは方針決定を支配する権利であって、単独でまたは共同で行為する者が直接または間接に (株式の保有、経営権、株主間契約、議決権に関する契約またはその他の方法による場合を含む。) 行使可能なものを含む。

ただし、対象会社の取締役または役員は、かかる地位にあることのみを理由として、当該対象会社を支配しているとはみなされない。

- (f) 「転換可能証券 (convertible security)」とは、発行会社の普通株式に後日転換可能または交換可能である有価証券 (当該有価証券の保有者にかかる権利が付されているか否かを問わない。) を意味し、転換可能債務証券および転換可能優先株式を含む。
- (g) 「投資処分 (disinvestment)」とは、中央政府、州政府または政府系会社による、国営企業である対象会社の株式、議決権または支配権の直接または間接の売却を意味する。
- (h) 「企業価値 (enterprise value)」とは、会社の時価総額として計算される評価額に、負債、少数株主持分および優先株式を加算し、現金および現金同等物合計を減算したものを意味する。
- (i) 「事業年度 (financial year)」とは、4月1日からの12ヶ月間を意味する。
- (j) 「頻繁取引株式 (frequently traded shares)」とは、公告が行われる暦月の前12ヶ月間における証券取引所での売買高が対象会社の当該種類の株式の総数の少なくとも10パーセントである、対象会社の株式を意味する。

ただし、対象会社のある一定の種類 of 株式にかかる株式資本が当該期間を通じて同一でない場合には、対象会社の当該種類の株式総数の加重平均数を株式の総数とする。

- (k) 「基準日 (identified date)」とは、買付申出の送付対象となる株主を決定する、応募期間が開始する10営業日前の日を意味する。
- (l) 「直近の親族 (immediate relative)」とは、ある者の配偶者、ならびにある者またはその配偶者の親、兄弟、姉妹または子を含む。
- (m) 「上場契約 (listing agreement)」とは、対象会社株式の上場に関する条件を定めた証券取引所との間の契約を意味する。
- (n) 「公開買付幹事会社 (manager to the open offer)」とは、12条のマーチャント・バンカーを意味する。
- (o) 「最大許容非浮動株式保有割合 (maximum permissible non-public shareholding)」

とは、対象会社の株式全体から、1957年有価証券契約（規制）規則（Securities Contracts (Regulation) Rules, 1957）上の最小浮動株式保有¹を除いた、株式保有割合を意味する。

- (p) 「買付期間 (offer period)」とは、公告を要する対象会社の株式、議決権もしくは支配権の取得にかかる公式もしくは非公式の契約を締結する日（または場合により公告日）から、公開買付けに応募した株主に対して対価の支払いがなされる日または公開買付けが撤回される日までの期間を意味する。
- (q) 「共同保有者 (persons acting in concert)」とは、以下を意味する。
- (1) 対象会社の株式または議決権を取得するか、対象会社に対する支配権を行使するという共通の目的を有し、公式または非公式の契約または取決めにに基づき、対象会社の株式または議決権を取得するか、対象会社に対する支配権を行使するために直接または間接に協力する者
 - (2) 前項の規定にかかわらず、以下の区分に該当する者は、反証がなされない限り、ある者と同一区分に属する共同保有者とみなす。
 - (i) 会社、その親会社、子会社および同一の経営または支配の下にある会社
 - (ii) 会社、その取締役および当該会社の経営が委託される者
 - (iii) 本号(i)および(ii)の会社の取締役およびその関係者
 - (iv) プロモーターおよびプロモーターグループの構成員
 - (v) 直近の親族
 - (vi) ミューチュアルファンド、その出資者、受託者、受託会社および資産運用会社
 - (vii) 集団投資スキームならびにその集団投資運用会社、受託者および受託会社
 - (viii) ベンチャーキャピタルファンドならびにその出資者、受託者、受託会社および資産運用会社
 - (ix) 外国機関投資家およびそのサブアカウント
 - (x) マーチャント・バンカーおよび取得者であるその顧客
 - (xi) ポートフォリオ・マネージャーおよび取得者であるその顧客

¹ 訳注：2011年10月23日現在、同規則上要求される最小浮動株式保有は25%である。したがって、同日現在の最大許容非浮動株式保有は75%となる。

- (xii) 取得者または取得者の親会社もしくは子会社である会社(取得者が個人である場合には、その直近の親族)と取引する銀行、金融アドバイザーおよび株式仲買人

ただし、本号は、本規則に基づく公開買付けに関して通常の商業銀行サービスまたは商業銀行業務を提供することをその唯一の役割とする銀行には適用されない。

- (xiii) 投資会社またはファンド、および当該投資会社またはファンドに対する株主または投資主として、当該投資会社の払込資本または当該ファンドの持分資本の少なくとも 10 パーセントを有する者、ならびにその他の投資会社またはファンドであって、その者またはその関係者が当該投資会社の払込資本または当該ファンドの持分資本の少なくとも 10 パーセントを保有する者

ただし、本号の規定は、委員会に登録されているミューチュアルファンドの持分の保有には適用されない。

説明 - 本項の関係上、ある者の「関係者 (associate)」とは、以下を意味する。

- (a) その者の直近の親族
 - (b) その者またはその直近の親族が受託者である信託
 - (c) その者またはその直近の親族が組合員である組合
 - (d) その者が共同相続人であるヒンドゥー教の不分割家族 (Hindu undivided families) の一員
- (r) 「郵便投票 (postal ballot)」とは、1956 年会社法 (Companies Act, 1956) (1956 年 1 号) に基づき制定された 2001 年会社 (郵便投票による決議の採択) 規則 (Companies (Passing of the Resolution by Postal Ballot) Rules, 2001) に定める郵便投票を意味する。
- (s) 「プロモーター (promoter)」とは、2009 年インド証券取引委員会 (資本の発行および開示要件) 規則 (Securities and Exchange Board of India (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2009) におけるものと同じ意味を有し²、プロモーターグループの構成員を含む。

² 同規則では、原則として、対象会社の支配権を有する者、対象会社が証券の公募を行う際の計画やプログラムの作成に関与した者、または オファードキュメントにおいてプロモーターとして記載されている者のいずれかに該当する者が、プロモーターにあたるものと定義されている (同規則 2 条 1 項(za))。なお、会社設立後、事後的にプロモーターになることも可能であるため、必ずしもプロモーター = 会社創業者というわけではない。

- (t) 「プロモーターグループ (promoter group)」とは、2009 年インド証券取引委員会 (資本の発行および開示要件) 規則 (Securities and Exchange Board of India (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2009) におけるものと同じ意味を有する³。
- (u) 「国営企業 (public sector undertaking)」とは、株式、議決権または支配権の過半数が中央政府または州政府により直接または間接に保有されているか、一部が中央政府、一部が一以上の州政府により保有されている対象会社を意味する。
- (v) 「株式 (shares)」とは、対象会社の普通株式資本に含まれる議決権ある株式を意味し、またその保有者が議決権を行使することができるあらゆる有価証券を含む。

説明 - 本項において、株式には、対象会社の議決権を行使するための権利が付されているすべての預託証券 (depository receipts) を含む。

- (w) 「指定された (specified)」とは、委員会により指定されたことを意味する。
- (x) 「州レベルの金融機関 (state-level financial institution)」とは、1951 年州金融公社法 (State Financial Corporations Act, 1951) (1951 年 63 号) 3 条または 3A 条に基づき設立された金融公社および同法 46 条に基づく届出のあった機関を意味し、州の産業または農業活動の育成を目的として州政府が会社として設立した開発公社を含む。
- (y) 「証券取引所 (stock exchange)」とは、1956 年有価証券契約 (規制) 法 (Securities Contracts (Regulation) Act, 1956) (1956 年 42 号) 4 条に基づく認可を受けている証券取引所を意味する。
- (z) 「対象会社 (target company)」とは、会社 (その時々に行われている中央の法律、州の法律または地域の法律に基づき設立された法人または企業を含む) であって、その株式が証券取引所に上場されているものを意味する。
- (za) 「応募期間 (tendering period)」とは、株主が本規則に基づく株式取得のための公開買付けに応募し、その有する株式を提供することができる期間を意味する。
- (zb) 「出来高加重平均市場価格 (volume weighted average market price)」とは、証

³ 同規則では、原則として、プロモーター本人、プロモーターの直近の親族 (配偶者、ならびにある者またはその配偶者の親、兄弟、姉妹または子)、プロモーターが法人の場合、(a)親会社もしくは子会社、(b)プロモーターが、もしくはプロモーターに対して、10%以上の株式を保有する法人、または(c)個人グループもしくは会社グループまたはその組み合わせにより 20%以上の株式が保有されている法人であって、対象会社の株式の 20%以上を保有しているもの、プロモーターが個人の場合、(a)当該個人、その直近の親族、またはプロモーターもしくはその親族が構成員となっているヒンドゥー上の不可分家族または組合により 10%以上の株式が保有されている法人、(b)(a)に規定される法人により 10%以上の株式を保有されている法人、(c)ヒンドゥー教の不分割家族またはプロモーターおよびその直近の親族による合計の持分保有割合が 10%を超える組合、目論見書の「プロモーターグループの株式保有」の項目で、株式保有が合算して表示される全ての者、のいずれかに該当する者が、プロモーターグループにあたるものと定義されている (同規則 2 条 1 項(zb))。

券取引所で売買される普通株式の数と、当該各普通株式の価格との積を、当該証券取引所で売買される普通株式の総数で除したものを意味する。

(zc) 「出来高加重平均価格 (volume weighted average price)」とは、普通株式の購入数と、当該各普通株式の価格との積を、普通株式の購入総数で除したものを意味する。

(zd) 「株式総数の加重平均数 (weighted average number of total shares)」とは、期首における株式数に時間重み係数 (time-weighting factor) を乗じたもの (当該期間中に消却された、自己株式として買い戻された、または発行された株式を調整する。) を意味する。

(ze) 「営業日 (working day)」とは、委員会の営業日を意味する。

- (2) 本規則に別段の定めがない限り、その他の表現はすべて、法、1956年有価証券契約 (規制) 法 (1956年42号)、1956年会社法 (1956年1号) または法律に基づくこれらの法律の変更または再制定後の法律に定める意味と同義とする。

2章

株式、議決権または支配権の大量取得⁴

株式または議決権の大量取得

3. (1) 取得者は、本規則に基づき対象会社株式を取得するための公開買付公告を行わない限り、自らおよびその共同保有者が保有する当該対象会社の株式または議決権 (もしあれば) と併せた場合に自らおよびその共同保有者に当該対象会社の議決権の25パーセント以上を行使する権利を付与することになる、当該対象会社の株式または議決権の取得を行ってはならない。
- (2) 取得者およびその共同保有者に対象会社の議決権の25パーセント以上かつ最大許容非浮動株式保有割合未滿を行使する権利を付与する当該対象会社の株式または議決権を、本規則に基づき取得者の共同保有者とともに取得し保有する取得者は、本規則に基づき当該対象会社株式を取得するための公開買付公告を行わない限り、いずれの事業年度においても、当該取得者およびその共同保有者に議決権の5パーセント超を行使する権利を付与する当該対象会社の株式または議決権の追加取得を行ってはならない。

ただし、かかる取得者は、上記取得に基づく保有株式の合計が最大許容非浮動株式保有割合となるような株式数を超えて株式もしくは議決権を取得するか、または取得するための契約を締結することはできない。

説明 - 本項に基づく議決権の追加取得数を決定する際には、

⁴ 訳注：原文ママ。支配権には「大量取得 (substantial acquisition)」が観念できず、4条の表題も「支配権の取得」であるため、原文の誤りであると思われる。

- (i) 保有株式または議決権の断続的な減少（保有株式の処分によるか、対象会社による新株発行に伴う議決権の希薄化によるかを問わない。）にかかわらず、取得する株式の数のみを考慮する。
 - (ii) 対象会社による新株発行に伴い株式を取得する場合または対象会社がある事業年度において新株発行を行った場合には、割当て前の議決権割合と割当て後の議決権割合との差を追加取得数とみなす。
- (3) 本条(1)項および(2)項において、ある者による株式の取得であって、株式を取得する当該者の単独の保有株式が上記上限を超えるものについては、共同保有者との保有株式の総数に変動がない場合であっても、対象会社株式を取得するための公開買付けを行う義務が生じる。

支配権の取得

4. 対象会社の株式または議決権を取得または保有するかどうかにかかわらず、取得者は、本規則に基づき当該対象会社株式を取得するための公開買付公告を行わない限り、当該対象会社に対する支配権を直接または間接に取得してはならない。

株式または支配権の間接取得

5. (1) 3条および4条に関し、ある者およびその共同保有者が対象会社の当該割合の議決権または支配権を行使すること、または行使を指示することを可能にするような、ある会社またはその他の事業体の株式、議決権または支配権の取得であって、本規則に基づき株式を取得するための公開買付公告を行う義務を生じさせることとなるものは、対象会社の株式、議決権または支配権の間接取得とみなす。
- (2) 本規則のその他の規定にかかわらず、本条(1)項の規定が適用される間接取得の場合において、
- (a) 取得対象の事業体もしくは事業の連結純資産額に対する対象会社の純資産額が占める割合
 - (b) 取得対象の事業体もしくは事業の連結売上高に対する対象会社の売上高が占める割合、または
 - (c) 取得対象の事業体もしくは事業の企業価値に対する対象会社の時価総額が占める割合

のいずれかが、直近の監査済み年次財務諸表に基づけば80パーセントを超えるときは、本規則のあらゆる目的上（公開買付けの時期、価格設定およびその他の遵守要件に関する義務を含むが、これに限られない。）かかる間接取得は対象会社の直接取得とみなす。

説明 - 本項(c)号の割合を計算する際には、公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日の前60取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での

当該株式の出来高加重平均市場価格を基にした対象会社の時価総額が考慮される。

任意買付け

6. (1) 取得者およびその共同保有者に 25 パーセント以上かつ最大許容非浮動株式保有割合未満を行使する権利を付与する対象会社の株式または議決権を自らの共同保有者とともに保有する取得者は、公開買付け完了後における保有株式の合計が最大許容非浮動株式保有割合を超えないことを条件として、本規則に基づき株式を取得するための公開買付け公告を、任意に行うことができる。

ただし、取得者またはその共同保有者が公開買付けに関する公告義務を生じさせることなく直前 52 週間以内に対象会社株式を取得している場合には、取得者またはその共同保有者は、本条に基づき株式を取得するための公開買付け公告を任意に行うことはできない。

また、買付期間中においては、かかる取得者は、公開買付け以外の方法により株式を取得することはできない。

- (2) 対象会社株式を取得するために本条に基づく公告を行った取得者およびその共同保有者は、別途任意の公開買付けを行う場合を除き、公開買付け完了後 6 ヶ月間は対象会社株式を取得することはできない。

ただし、この制限は、対象会社株式を取得するために公開買付けを行うその他の者に対して取得者が競合的買付けを行うことを妨げない。

- (3) 無償増資または株式分割により取得した株式は、上記規制への違反とはみなされない。

買付規模

7. (1) 3 条および 4 条に基づき、取得者およびその共同保有者が行う株式取得のための公開買付けは、応募期間の終了から起算して 10 営業日後現在における対象会社の株式総数の少なくとも 26 パーセントを対象としなければならない。

ただし、応募期間の終了から起算して 10 営業日後現在における対象会社の株式総数は、公告日現在において想定される買付期間中における発行済株式数のあらゆる増加の可能性を考慮する。

また、公告日に想定されない株式総数の増加が公告後にあった場合であっても、買付規模は当該増加分に応じて比例的に増加する。

- (2) 6 条に基づく公開買付けは、少なくとも対象会社の株式総数のさらに 10 パーセントを行使する権利を株式保有者に付与するような株式数の取得を対象とするが、取得者およびその共同保有者の取得後における保有割合が当該対象会社に適用される最大許容非浮動株式保有割合を超えることとなるような株式数を超えてはならない。

ただし、競合的買付けが行われる場合には、6 条に基づく公開買付け公告を任意に行った取得者は、公開買付けの対象とした株式数を、自らが適当であると認める株式数まで増

加させることができる。

また、かかる買付規模の増加は、競合的買付けに関する公告から起算して 15 営業日以内に行われなければならない、この期間内に行われない場合には、取得者は買付規模を増加させることはできない。

- (3) 取得者が本条(2)項に基づき買付規模の増加を選択した場合には、かかる公開買付けは、3条(2)項に基づき実施されたものとみなされ、同項による公開買付けに関する本規則の規定が適用される。
- (4) 公開買付けに応募された株式のために、共同保有者と併せた取得者の保有株式が公開買付けの完了により最大許容非浮動株式保有割合を超える保有株式となる場合には、取得者は、非浮動株式保有割合を、1957年有価証券契約(規制)規則に基づき許容される期間内に、指定された水準まで減少させなければならない。
- (5) 本規則に基づく公開買付けにより保有株式が最大許容非浮動株式保有割合を超えた取得者は、公開買付けが完了した日から起算して 12 ヶ月が経過しない限り、2009年インド証券取引委員会(普通株式の上場廃止)規則(Securities and Exchange Board of India (Delisting of Equity Shares) Regulations, 2009)に基づく任意の上場廃止買付けを行うことはできない。
- (6) 全ての本規則に基づく公開買付けは、取得者、その共同保有者および対象会社株式の売却に関する引受契約の当事者(当該当事者の共同保有者とみなされる者を含む。)以外の対象会社のすべての株主を対象とする。

買付価格

8. (1) 3条、4条、5条または6条に基づく株式取得のための公開買付けは、本条(2)項または(3)項に基づき決定される価格を下回らない価格で実施されなければならない。
- (2) 対象会社の株式、議決権または支配権の直接取得および5条(2)項の指標を満たす対象会社の株式、議決権または支配権の間接取得の場合には、買付価格は以下のうち最も高い価格とする。
 - (a) 公開買付公告を行う義務を生じさせる契約に基づく取得における、対象会社の1株あたりの最高合意価格
 - (b) 公告日の直前 52 週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき出来高加重平均価格
 - (c) 公告日の直前 26 週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき最高価格
 - (d) 公告日の直前 60 取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格。ただし、当該株式は頻繁に売買されていなければならない。

- (e) 株式が頻繁に売買されていない場合には、評価指標（帳簿価格、類似の取引倍数および当該会社の株式の評価にとって一般的であるその他の指標を含む。）に基づいて、取得者および公開買付幹事会社が決定する価格、および
 - (f) 本条(5)項に基づき計算される1株あたりの評価額（該当する場合）
- (3) 5条(2)項の指標を満たさない対象会社の株式、議決権または支配権の間接取得の場合には、買付価格は以下のうち最も高い価格とする。
- (a) 公開買付公告を行う義務を生じさせる契約に基づく取得における、対象会社の1株あたりの最高合意価格（もしあれば）
 - (b) 公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日の、いずれか早いほうの日の直前52週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき出来高加重平均価格
 - (c) 公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日の、いずれか早いほうの日の直前26週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき最高価格
 - (d) 公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日の、いずれか早いほうの日から、本規則に基づき行われる対象会社株式の公開買付公告日までの間の取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき最高価格
 - (e) 公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日の、直前60取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格。ただし、当該株式は頻繁に売買されていなければならない。
 - (f) 本条(5)項に基づき計算される1株あたりの評価額
- (4) 本条(3)項において指定される指標により買付価格が決定できない場合には、本条(5)項の要件を妨げることなく、買付価格は、評価指標（帳簿価格、類似の取引倍数および当該会社の株式の評価にとって一般的であるその他の指標を含む。）に基づいて、取得者および公開買付幹事会社が決定する対象会社株式の公正価格とする。
- (5) 5条(2)項に基づく間接取得および公開買付けの場合において、
- (a) 取得対象の事業体もしくは事業の連結純資産額に対する対象会社の純資産額が占める割合
 - (b) 取得対象の事業体もしくは事業の連結売上高に対する対象会社の売上高が占める

割合、または

- (c) 取得対象の事業体もしくは事業の企業価値に対する対象会社の時価総額が占める割合

のいずれかが直近の監査済み年次財務諸表に基づけば 15 パーセントを超えるときは、取得者は、本条(2)項または(3)項の規定にかかわらず、取得のために考慮される対象会社の 1 株あたり評価額を計算し、当該評価額と当該計算のために採用した手法の具体的内容を買付申出において開示しなければならない。

説明 - 本項(c)号の割合を計算する際には、公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日の前 60 取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格を基にした対象会社の時価総額が考慮される。

- (6) 本条(2)項および(3)項において、取得者またはその共同保有者が一定の価格で対象会社株式に転換可能な発行済み転換可能債券を有する場合には、当該債券の株式への転換価格も(2)項および(3)項に基づく指標として考慮される。
- (7) 本条(2)項および(3)項において、対象会社株式に対して支払われる価格には、対象会社の株式、議決権または支配権に対していずれかの形態により支払われたか、または支払われる旨の合意があった価格(株式取得契約に規定されているか否か、付随的な契約、同時に締結される契約または副次的な契約に規定されているか否か、コントロールプレミアム、非競争報酬またはその他の名称で称されているか否かを問わない。)を含む。
- (8) 取得者が買付期間中に対象会社の株式または議決権を引受けまたは購入により自ら、自らの共同保有者を介して、または自らの共同保有者とともに買付価格を上回る価格で取得したか、または取得することに合意した場合には、買付価格は、当該取得に対して支払われたか、または支払われるべき最高価格に変更される。

ただし、応募期間が開始する 3 営業日前から応募期間の満了までは、そのような取得は行われてはならない。

- (9) ライツ・イシュー、無償発行、株式併合、株式分割、配当の支払い、分割および減資による発行等のコーポレートアクションの実施にかかる基準日が、応募期間の開始する 3 営業日前にあたる場合には、買付幹事会社と協議した取得者により、当該コーポレートアクションを理由として、本条(2)項および(3)項の価格指標が調整されることがある。

ただし、1 株あたり配当額が公告日前 3 事業年度中に支払われた 1 株あたり配当額の平均を 50 パーセント超上回る場合を除き、かかる期間中に基準日が到来する宣言済み配当額に対する調整は行われない。

- (10) 取得者またはその共同保有者が応募期間後の 26 週間において本規則に基づき買付価格を上回る価格で対象会社株式を取得する場合には、取得者およびその共同保有者は、最高取得価格と買付価格との差額を、当該取得の日から起算して 60 日以内に、公開買付けで株式を応募したすべての株主に支払わなければならない。

ただし、本規定は、本規則または2009年インド証券取引委員会（普通株式の上場廃止）規則（Securities and Exchange Board of India (Delisting of Equity Shares) Regulations, 2009）に基づく他の公開買付けによる取得、または証券取引所における通常の過程で実施される公開市場での買付け（大口取引、一括取引等によるかを問わず、対象会社株式の相対取引による取得でないもの）には適用されない。

- (11) 公開買付け最低応募数条件が付されている場合であって、当該公開買付けに対して最低応募数の応募がない場合には、取得者は、本条のその他の規定を条件として、当該最低応募数を下回る全ての応募された株式の取得に対し、より低い価格（本条に基づき決定される価格を下回ってはならない。）を提示することができる。
- (12) 5条(2)項の間接取得以外の間接取得の場合には、買付価格は、公開買付け取引をトリガーする理由となった取引が約定される日もしくは公開買付け取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日から詳細なパブリックステートメントが行われる日までの期間（かかる期間は6営業日以上とする。）中に年率10パーセントを乗じた割合で決定される金額相当額だけ、引き上げられなければならない。
- (13) 一部のみ払込が行われている株式の買付価格は、買付価格と払込みが遅延している払込催告額（未払いの払込催告額およびそれに対する利息（もしあれば）を含む。）に対して支払われるべき金額との差額とする。
- (14) 異なる議決権が付された普通株式の買付価格は、取得者および公開買付け幹事会社により決定されるものとし、当該決定された価格の正当化理由が詳細なパブリックステートメントおよび買付申出において完全に開示されなければならない。

ただし、かかる価格は、完全な議決権が付された普通株式にかかる買付価格の、本条2項(d)号もしくは3項(e)号に基づき計算される価格指標に対して、または場合により上記規定に定めるのと同条件で計算される60取引日間における異なる議決権が付された株式の出来高加重平均市場価格に対してプレミアムのパーセント率（もしあれば）を適用することにより決定される価格を下回ってはならない（ただし、完全な議決権が付された株式および異なる議決権が付された株式は、ともに頻繁取引株式でなければならない。）

- (15) 本条に定める価格指標が入手できないか、またはインドルピー建てで表示されない場合には、当該金額のインドルピーへの換算は、公告日の前日の為替相場にて行われるものとし、取得者は、公告、詳細なパブリックステートメントおよび買付申出において当該為替相場の提供元を記載しなければならない。
- (16) 本条(2)項(e)号および(4)項において、委員会は、取得者の費用負担にて、公開買付け幹事会社以外の独立のマーチャント・バンカー、または最低10年の経験を有し実務に携わっている独立の勅許会計士による株式の評価を求めることができる。

支払方法

- 9. (1) 買付価格は、以下の方法で支払うことができる。

- (a) 現金
- (b) 取得者または共同保有者の普通株式資本に含まれる上場株式の発行、交換または譲渡
- (c) 取得者または共同保有者が発行する担保付きの上場債務証券であって、委員会に登録されている信用格付機関から付与された投資適格の格付けを下回らない格付けを有するものの発行、交換または譲渡
- (d) 保有者に取得者または共同保有者の普通株式資本に含まれる上場株式を取得する権利を付与する転換可能債務証券の発行、交換または譲渡により。
- (e) (a)号、(b)号、(c)号および(d)号に定める対価の支払方法の組み合わせ

ただし、公告日の直前52週間において取得者およびその共同保有者が取得したか、または取得に合意した株式が対象会社の議決権の10パーセント超であり、かつ、その対価の支払いが現金で行われる場合の公開買付けは、現金による買付価格の支払いを要求する権利を株主に付与するものとし、応募に際して権利を行使しなかった株主は、買付価格を現金で受領することを選択したものとみなす。

また、買付価格が変更される場合、当該変更前に現金により支払われる予定であった買付価格は減少しないという条件の下、対価の支払方法が変更されることがある。

- (2) 本条(1)項(b)号、(d)号および(e)号の関係上、買付価格の支払いに対して発行、交換もしくは譲渡が求められる株式またはその他の有価証券の転換により発行される株式は、以下の条件に合致しなければならない。
 - (a) 当該種類の株式が証券取引所に上場されており、公告時において頻繁に売買されている。
 - (b) 当該種類の株式が公告日前の少なくとも2年間にわたり上場されている。
 - (c) 当該種類の株式の発行会社が、公告の行われる暦月の直前の歴四半期の末日までに投資家から受けた苦情の少なくとも95パーセントに対処している。
 - (d) 当該種類の株式の発行会社が、公告日の直前の少なくとも2年間にわたり上場契約の重要事項を遵守している。

ただし、会社が上場契約の規定の重要事項を質的に遵守していないと委員会が判断した場合には、買付価格は現金のみで支払われなければならない。

- (e) 監査人の限定意見（もしあれば）が当該株式の発行会社の直前3事業年度における監査済み財務諸表に及ぼす影響が、当該発行会社の各年度における税引後純利益または純損失の5パーセントを超えない。

(f) 委員会が、資本市場を利用しないかまたは新株発行を行ってはならない旨の指示を当該株式の発行会社に対して発していない。

- (3) 現金もしくは有価証券またはこれらによる支払いを受ける権利が株主に与えられている場合には、8条の最低買付価格要件を遵守することを条件として、公開買付けの価格設定を、権利毎に異ならせることができる。

ただし、詳細なパブリックステートメントおよび買付申出には、当該異なる価格設定の正当化理由を記載しなければならない。

- (4) 買付価格が適用のある法律の遵守を必要とする有価証券の発行により支払われる対価で構成される場合には、取得者は、応募期間が開始するまでに当該遵守が完了することを保証しなければならない。

ただし、かかる日までに必要な遵守がなされない場合には、取得者は、すべての対価を現金で支払わなければならない。

- (5) 対価として上場有価証券が提供される場合には、当該有価証券の評価額は、以下のうち最も高い金額とする。

(a) 該当日の前6ヶ月間において証券取引所にて提示された当該有価証券の終値の週毎の最高値および最安値の平均

(b) 該当日の前2週間において証券取引所にて提示された当該有価証券の終値の週毎の最高値および最安値の平均

(c) 公告日の前60取引日間における出来高加重平均市場価格(該当日の前6ヶ月間において、対価としてその有価証券が提供される会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格)、公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日、または公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日の前60取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格を基にした対象会社の時価総額が考慮される株式交換比率は、独立したマーチャント・バンカー(公開買付幹事会社を除く。)または最低10年の経験を有する独立した勅許会計士による適式な証明を受ける。

説明 - 本項の関係上、「該当日」とは、1956年会社法(1956年1号)81条(1A)項に基づき株式の発行を審議する株主総会が開催される日の30日前の日とする。

一般的な免除

10. (1) 以下の取得は、3条および4条に基づく公開買付義務が免除される。ただし、免除について規定される条件を満たさなければならない。

(a) 以下に掲げる権利保有者間における株式の譲渡等による取得

- (i) 直近の親族
- (ii) 上場契約または本規則に基づき対象会社が提出する株式保有構成においてプロモーターとして取得前の少なくとも3年間にわたり氏名が記載されている者
- (iii) 会社、その子会社、その親会社、当該親会社のその他の子会社、当該会社の普通株式の少なくとも50パーセントを保有する者、当該者が普通株式の少なくとも50パーセントを保有するその他の会社ならびにその子会社（当該権利保有者に対する支配権が同一の者により排他的に保有されることを条件とする。）
- (iv) 取得前の少なくとも3年間にわたり共同保有者であって、上場契約に基づく報告によりその旨が開示される者
- (v) 取得前の少なくとも3年間にわたり共同保有者であって、上場契約に基づく報告によりその旨が開示される対象会社の株主、およびすべての普通株式資本が対象会社に対する持分（当該会社の議決権を行使する権利が異なるもの）と同一割合で当該株主により保有されている会社

ただし、本号に基づく免除を受けるためには、

- (i) 対象会社の株式が頻繁に売買されている場合には、1株あたりの取得価格は、本条(5)項に基づく譲渡等に関する通知の発送日前60取引日間に於いて対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格を25パーセント超過する価格であってはならず、対象会社株式が頻繁に売買されていない場合には、取得価格は、8条(2)項(e)号に基づき決定される価格を25パーセント超過する価格であってはならない。
- (ii) 譲渡人および譲受人は、5章に定める開示要件を遵守しなければならない。

(b) 以下による通常の事業過程における取得

- (i) 委員会に登録されている引受会社が、2009年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則に基づく引受契約による割当てにより取得する場合
- (ii) 委員会に登録されている株式仲買人が、自らが会員である証券取引所の規則に基づき顧客のために購入した株式にかかる先取特権を行使することにより顧客のために取得する場合
- (iii) 委員会に登録されているマーチャント・バンカーまたは指名された投資家が、2009年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則10B章に基づくマーケットメイキングまたは引受けがなされていない発行部分を引き受ける過程において取得する場合

- (iv) 2009年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則44条に基づくセーフティーネットの枠組みに基づいて株式を取得する者が取得する場合
 - (v) 2009年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則45条に基づく安定化エージェントとして行為する委員会に登録されているマーチャント・バンカーまたはプロモーターもしくは発行前からの株主が取得する場合
 - (vi) 証券取引所の登録マーケットメーカーが、マーケットメイキングの過程において自らがマーケットメーカーとなる株式について取得する場合
 - (vii) エスクローエージェントとして行為する指定商業銀行が取得する場合、および
 - (viii) 質権者としての指定商業銀行または公的金融機関が、質権の行使により取得する場合
- (c) 投資処分契約に基づく株式取得のための公開買付公告を行った取得者による、公開買付け完了後の取得であって、当該契約において想定されているもの

ただし、以下を条件とする。

- (i) 取得者および売主の双方が取得のすべての段階において同一であること。
 - (ii) 以後のすべての取得段階（もしあれば）に関する全面的な開示が、公開買付公告および買付申出においてなされていること。
- (d) 以下のスキームに基づく取得
- (i) 1985年赤字産業会社（特別規定）法（Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985）（1986年1号）18条（法改正された場合には、その改正後の規定）に基づくスキーム
 - (ii) インドまたは外国の法令に基づく裁判所または所轄当局の命令に基づく、対象会社が譲渡側会社または譲受側会社として関与する組織再編（スキーム・オブ・アレンジメント）または対象会社の事業再編（合併または分割を含む。）
 - (iii) 対象会社が譲渡側会社もしくは譲受側会社として直接関与しない組織再編（スキーム・オブ・アレンジメント）または対象会社の保証を伴わない事業再編（合併または分割を含む。）であって、インドまたは外国の法令に基づく裁判所または所轄当局の命令によるもの。ただし、以下を条件とする。
- (A) 支払われる対価における現金および現金同等物が、スキームに基づき支

払われる対価の 25 パーセント未満であること。

- (B) 組織再編（スキーム・オブ・アレンジメント）の実施後において、統合後の組織の議決権の少なくとも 33 パーセントを直接または間接に保有する者が、当該スキーム実施前にすべての議決権を有していた者と同じであること。
- (e) 2002 年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002）（2002 年 54 号）の規定に基づく取得
- (f) 2009 年インド証券取引委員会（普通株式の上場廃止）規則の規定に基づく取得
- (g) 移転、承継または相続による取得
- (h) 議決権または 1956 年会社法（1956 年 1 号）87 条(2)項を適用することで生ずる議決権が有された優先株式の取得
- (2) インド準備銀行が通達した企業債務整理スキーム（2001 年 8 月 23 日付け通達 B.P.BC 15/21.04, 114/2001 号またはその変更通達もしくは再通達を参照）に基づく企業の債務整理に関するスキーム（ただし、当該スキームは郵便投票により採択される特別決議により株主承認を受けていなければならない。）による対象会社株式の取得であって、当該対象会社に対する支配権の変更を伴わないものは、3 条に基づく公開買付義務が免除される。
- (3) 対象会社による自己株式取得により、3 条(1)項に基づく公開買付義務を生じさせる上限を超えて株主の対象会社に対する議決権が増加した場合には、議決権が増加した日から起算して 90 日以内にその有する議決権が 3 条(1)項の限度を下回るよう当該株主がその保有株式を減少させることを条件として、公開買付義務が免除される。
- (4) 以下の取得は、3 条(2)項に基づく公開買付義務が免除される。
- (a) 対象会社の株主による、ライツ・イシューに基づく自己の権利枠までの株式の取得
- (b) 対象会社の株主による、ライツ・イシューに基づく自己の権利枠を超える株式の取得。ただし、以下の条件を満たさなければならない。
- (i) 取得者が当該ライツ・イシューにおいて自己の権利枠を放棄していないこと、および
- (ii) ライツ・イシューの実施価格が以下の合計に相当する対象会社株式の権利落ち価格を上回らないこと。
- (A) ライツ・イシュー価格の決定日の前日までの 60 取引日間における対象会社株式の出来高加重平均市場価格にライツ・イシュー前の発行済株式数を乗じ、ライツ・イシューに基づく割当て後の発行済株式総数で除し

た価格

ただし、かかる出来高加重平均市場価格は、当該期間における当該対象会社株式の最大売買高が記録される証券取引所での売買に基づいて決定される。

(B) ライツ・イシューにおける株式提供価格にライツ・イシューにおける株式提供数を乗じ、ライツ・イシューに基づく割当て後の発行済株式総数で除した価格

(c) 対象会社による自己株式取得に基づく株主の対象会社に対する議決権の増加

ただし、以下を条件とする。

- (i) 当該株主が、1956 年会社法（1956 年 1 号）77A 条に基づく有価証券の買戻しを承認する旨の決議に賛成票を投じていないこと。
- (ii) 株主決議の場合には、投票が郵便投票により行われること。
- (iii) 買戻しにつき株主決議が要求されない場合には、取締役としての地位にある当該株主または利害関係を有するその他の取締役が、1956 年会社法（1956 年 1 号）77A 条に基づく有価証券の買戻しを承認する旨の対象会社の取締役会決議に賛成票を投じていないこと。
- (iv) 議決権の増加により当該株主が対象会社に対する支配権を取得しないこと。

また、上記条件が満たされない場合であっても、議決権が増加した日から起算して 90 日以内に自らの議決権が 3 条(2)項に基づく公開買付義務を生じさせる水準を下回るよう当該株主が保有株式を減少させるときは、当該株主は、公開買付義務から免除される。

- (d) 本規則に基づく株式取得のための公開買付けにおいて提供された他の対象会社の株式と引き替えに行われる、ある者による対象会社株式の取得
- (e) 対象会社のプロモーターが、州レベルの金融機関もしくはその子会社またはこれらにより設立された会社に対して行う、当該譲渡人と当該プロモーターとの間の契約に基づく対象会社株式の取得
- (f) 対象会社のプロモーターが、委員会に登録されているベンチャーキャピタルファンドまたは外国ベンチャーキャピタル投資家に対して行う、当該ベンチャーキャピタルファンドまたは外国ベンチャーキャピタル投資家と当該プロモーターとの間の契約に基づく対象会社株式の取得

(5) 本条(1)項(a)号ならびに(4)項(e)号および(f)号に基づく取得については、取得者は、取得の少なくとも 4 営業日前に、取得の詳細を、指定される様式により、対象会社株式が上場されている証券取引所に通知するものとし、証券取引所は、かかる情報を直ちに

一般に公表する。

- (6) 本条に定める免除に基づく取得については、取得者は、取得の4営業日後までに、指定される様式による報告書を対象会社株式が上場されている証券取引所に提出するものとし、証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する。
- (7) 本条(1)項(a)号、(1)項(d)号(iii)、(1)項(h)号、(2)項、(3)項、(4)項(c)号ならびに(4)項(a)号、(b)号および(f)号に定める免除に基づく議決権の取得または増加については、取得者は、取得日後21営業日以内に、ムンバイで支払われる委員会宛ての銀行小切手または送金小切手による25,000ルピーの返金不能な手数料を添えて、取得に関するすべての詳細を記載した指定される様式による報告書および添付書類を委員会に提出しなければならない。

説明 - 本条(5)項、(6)項および(7)項において、転換可能証券については、取得日は当該有価証券の転換日とする。

委員会による免除

11. (1) 委員会は、書面で記録される理由に基づき、有価証券への投資家および証券市場の利益のために課すことが適当であると判断する条件を付した上で、本規則に基づく株式取得のための公開買付義務の免除を認めることができる。
- (2) 委員会は、書面で記録される理由に基づき、有価証券への投資家および証券市場の利益のために課すことが適当であると判断する下記条件が満たされることを条件として、3章および4章の要件の厳格な遵守の軽減を認めることができる。
- (a) 対象会社が、中央政府、州政府またはその他の規制当局が対象会社の取締役会に取って代わって、その時々に行われている法律に基づき新たな取締役を任命する会社であり、かつ
- (i) 当該取締役会が、対象会社のすべての利害関係者の利益のために、対象会社の円滑かつ継続的な運営の確保を目的とした対象会社の株式、議決権または支配権の取得に関する透明、開放的かつ競争的な手続を定める計画を策定した場合において、当該計画がある特定の取得者の利益を促進するものでないとき
- (ii) 競争的な手続の条件および要件が合理的かつ公平である場合
- (iii) 対象会社の取締役会が採択した手続が、株式取得のための公開買付けの実施時期および完了時期ならびに支配権の変更の実施方法をはじめとした詳細を規定している場合
- (b) 3章および4章の規定が対象会社の計画の実施を妨げる可能性があり、かつ、その一または複数の規定の厳格な遵守を免除することが公共の利益ならびに有価証券への投資家および証券市場の利益にかなう場合
- (3) 本条(1)項の免除を請求するために、取得者は、取得および免除を求める理由の詳細を

記載した申請書ならびに正式に宣誓がなされた供述書を委員会に提出しなければならず、また本条(2)項の軽減を求めるために、対象会社は、取得および免除を求める理由の詳細を記載した申請書ならびに正式に宣誓がなされた供述書を委員会に提出しなければならない。

- (4) 取得者または対象会社は、必要に応じ、本条(3)項の申請書とともに、ムンバイで支払われる委員会宛ての銀行小切手または送金小切手により 50,000 ルピーの返金不能手数料を支払わなければならない。
- (5) 委員会は、申請者に対して合理的な審理の機会を与え、かつ、関係するすべての事実および状況を検討した上で、請求のあった免除または軽減を承認または拒絶する旨の理由付き命令を可及的速やかに下すことができる。

ただし、委員会は、必要と判断された場合に本条(1)項の免除に関する申請についての勧告を委員会に対して行うために当該申請が付託される専門家評議会を設置することができる。

- (6) 本条(5)項に基づき下された命令は、委員会により、そのオフィシャルウェブサイトに掲載される。

3章

公開買付手続

公開買付幹事会社

- 12. (1) 公告に先立ち、取得者は、取得者の関係者でない委員会に登録されているマーチャント・バンカーを、公開買付幹事会社に任命しなければならない。

説明 - 本条の関係上、「関係者」とは、1992年インド証券取引委員会（マーチャント・バンカー）規則（Securities and Exchange Board of India (Merchant Bankers) Regulations, 1992）におけるものと同一の意味を有する。

- (2) 本規則に基づき要求される株式取得のための公開買付公告は、取得者により当該公開買付幹事会社を通じて行われなければならない。

時期

- 13. (1) 3条および4条の公告は、対象会社の株式、議決権または支配権を取得することに合意した日に、14条および15条に基づき行われる。

- (2) かかる公告は、以下の条件を満たさなければならない。

(a) 市場買付の場合には、所定の限度を超えて議決権に対する権利を取得することとなるような株式取得のための買注文を株式仲買人に発注する前に行われなければならない。

- (b) 取得者が転換日の定めのない転換可能証券の転換または対象会社株式にかかる預託証券の転換に伴い、対象会社の株式、議決権または支配権を取得する場合、当該有価証券を対象会社株式に転換する権利を行使する日と同日に行われなければならない。
 - (c) 取得者が転換日の定めのある転換可能証券の転換に伴い対象会社の株式、議決権または支配権を取得する場合、当該有価証券を対象会社株式に転換することとなる日の2営業日前の日に行われなければならない。
 - (d) 投資処分の場合、対象会社の株式、議決権または支配権の取得に関する契約が締結される日と同日に行われなければならない。
 - (e) 5条(2)項の指標がいずれも満たされない対象会社の株式、議決権または支配権の間接取得の場合には、公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日および公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日から起算して4営業日以内の任意の時に于行うことができる。
 - (f) 5条(2)項の指標のいずれかが満たされる対象会社の株式、議決権または支配権の間接取得の場合には、公開買付取引をトリガーする理由となった取引が約定される日および公開買付取引をトリガーする理由となった取引を行う旨の意思または決定が公表される日のいずれか早いほうの日に行われなければならない。
 - (g) 取得者が第三者割当に基づき対象会社の株式、議決権または支配権を取得する場合、1956年会社法81条(1A)項に基づく株式の割当てに関する特別決議が採択された日に行われなければならない。
 - (h) 10条による免除の適用を受けない買戻しに伴う議決権の増加に基づく公告は、3条に定める限度を超えて議決権が増加した日から起算して90日後までに行われなければならない。
 - (i) 対象会社の株式所有権、議決権または支配権を取得する具体的な日付の決定を取得者がコントロールできない対象会社の株式、議決権または支配権の取得に基づく公告は、当該所有権を取得した旨の通知を受領した日から起算して2営業日後までに行われなければならない。
- (3) 6条に基づく公告は、取得者が対象会社株式を取得するための公開買付公告を任意に行うことを決定した日と同日に行われなければならない。
- (4) 本条(1)項および(3)項による公告により、取得者は、14条および15条に基づき、当該公告の5営業日後までに、公開買付幹事会社を通じて詳細なパブリックステートメントを公示しなければならない。

ただし、本条(2)項(e)号の公告に基づく詳細なパブリックステートメントは、対象会社の株式、議決権または支配権を保有する会社または組織の株式、議決権または支配権にかかる公開買付取引をトリガーする理由となった取引の完了の5営業日後までに行わ

れなければならない。

説明 - 取得者が、対象会社の議決権を行使する権限もしくは議決権の行使を指示する権限、または支配権をを引き継がない場合、取得者は、本規則に基づく株式取得のための公開買付けに関する詳細なパブリックステートメントを行うことを要しない。

公示

14. (1) 公告は、対象会社株式が上場されているすべての証券取引所に送付するものとし、証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する。
- (2) 公告の写しは、公告日後 1 営業日以内に、委員会および対象会社の登記上の事務所に送付されなければならない。
- (3) 13 条(4)項の公告に基づく詳細なパブリックステートメントは、広く購読されている英語による国内日刊新聞紙 1 紙、広く購読されているヒンドゥー語による国内日刊新聞紙 1 紙、対象会社の登記上の事務所が所在する場所において広く購読されている地域言語による日刊新聞紙 1 紙および公告日前 60 取引日間における対象会社株式の最大売買高が記録される証券取引所の所在地における地域言語による日刊新聞紙 1 紙のすべての版において公示されなければならない。
- (4) 新聞紙における当該詳細なパブリックステートメントの公示と同時に、その写しを以下に宛てて送付しなければならない。
- (i) 委員会（公開買付幹事会社を通じて）
 - (ii) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所。証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する。
 - (iii) 対象会社の登記上の事務所。対象会社は、かかる写しを直ちに取締役会の構成員に回覧しなければならない。

内容

15. (1) 公告には、以下を初めとした指定される情報を記載しなければならない。
- (a) 取得者およびその共同保有者の氏名および身元
 - (b) 売主（もしあれば）の氏名および身元
 - (c) 取得の内容（株式の買付けまたは株式の割当て、対象会社の株式、議決権または支配権のその他の取得方法等）
 - (d) 株式取得のための公開買付義務を生じさせた取得の対価および 1 株あたりの価格（もしあれば）
 - (e) 買付価格および対価の支払方法

(f) 買付規模および最低応募数に関する条件（もしあれば）

- (2) 公告に基づく詳細なパブリックステートメントには、株主が公開買付けについて情報に基づく判断ができるよう、指定される情報を記載しなければならない。
- (3) 本規則に基づく株式取得に関して発行される公開買付公告、詳細なパブリックステートメントおよびその他の明細、広告、案内状、小冊子、宣伝資料または買付申出においては、関連情報を省略してはならず、また誤解を生じさせる情報を記載してはならない。

委員会への買付申出の提出

16. (1) 13条(4)項に基づく詳細なパブリックステートメントが行われた日から起算して5営業日以内に、取得者は、公開買付幹事会社を通じて、ムンバイにおいて支払われる委員会宛ての銀行小切手または送金小切手による以下の規模に応じた返金不能な手数料とともに、指定される情報を記載した買付申出のドラフトを委員会に提出しなければならない。

整理番号	公開買付けにより支払われる対価	手数料（ルピー）
a.	1億ルピーまで	125,000ルピー
b.	1億ルピー超 100億ルピーまで	125,000ルピーに、1億ルピーを超える買付規模の部分の0.025パーセントを加算
c.	100億ルピー超 500億ルピーまで	12,500,000ルピーに、100億ルピーを超える買付規模の部分の0.03125パーセントを加算
d.	500億ルピー超	25,000,000ルピーに、500億ルピーを超える買付規模の部分の0.01パーセントを加算（30,000,000ルピーを上限とする）

- (2) 公開買付けにより支払われる対価は、買付価格に基づいて計算されるものとし（ただし、公開買付けへの応募が上限に達することを前提とする）、公開買付けにつき異なる価格設定が適用される場合には、対価の支払方法にかかわらず、最高買付価格で計算される。

ただし、公開買付けにより支払われる対価が買付価格または買付規模の変更のために引き上げられる場合には、支払われるべき手数料もそれに応じて変更され、当該変更のあった日から起算して5営業日以内に、手数料の差額が支払われなければならない。

- (3) 公開買付幹事会社は、指定される仕様に基づき、公告、詳細なパブリックステートメントおよび買付申出のドラフトのソフトコピーを提供しなければならず、委員会は、これをウェブサイトにアップロードする。
- (4) 委員会は、可及的速やかに（ただし、買付申出のドラフトを受領してから15営業日後までに）買付申出のドラフトに対してコメントするものとし、委員会がこの期間内にコメントしない場合には、委員会は買付けに対するコメントがないものとみなす。

ただし、委員会が公開買付幹事会社に対して説明または追加情報を求めた場合のコメント期間は、求められる説明または追加情報に対する満足な回答を受領した日から起算して5営業日後まで延長される。

また、委員会が変更を指定した場合には、公開買付幹事会社および取得者は、株主に送付する前に、買付申出に当該変更を反映する。

- (5) 競合的買付けの場合には、委員会は、同じ日のそれぞれの競合的買付けにつき、買付申出のドラフトに対してコメントする。
- (6) 買付申出のドラフトにおける開示が不十分である場合には、委員会は、買付申出の修正版を求めることができ、本条(4)項に基づいて、当該買付申出の修正版を取り扱う。

エスクローの提供

- 17. (1) 株式取得のための公開買付けに関する詳細なパブリックステートメントを行う日の2営業日前までに、取得者は、本規則に基づく義務の履行を担保するためのエスクロー口座を開設し、以下の規模毎の合計額をエスクロー口座に入金する。

整理番号	公開買付けにより支払われる対価	エスクロー金額
a.	5,000 万ルピーまで	対価の 25 パーセント相当額
b.	対価の残額	対価の残額の 10 パーセントに相当する追加金額

ただし、最低応募数条件付きの公開買付けが行われる場合には、最低応募数に関して支払われる対価の 100 パーセントおよび公開買付けにより支払われる対価の 50 パーセントのうちいずれか多いほうを、現金でエスクロー口座に入金しなければならない。

- (2) 公開買付けにより支払われる対価は、本条 16 条(2)項の定めに従い計算され、買付価格または買付規模が上方修正される場合には、当該修正後の買付価格で計算される修正後の対価に対してエスクロー金額の評価額が計算され、またかかる修正に先立ちエスクロー口座に追加金額を入金しなければならない。
- (3) 本条(1)項のエスクロー口座は、以下の形式によることができる。
 - (a) 指定商業銀行に入金される現金
 - (b) 指定商業銀行が公開買付幹事会社のために提供する銀行保証
 - (c) 頻繁に売買されており、かつ、自由に譲渡可能な普通株式またはその他の自由に譲渡可能な有価証券（株価変動を考慮した適切な余分量が必要）の預託

ただし、(c)号によりエスクロー口座に提供するよう求められる有価証券は、9 条(2)項に定める要件に合致する必要がある。

- (4) 銀行保証または有価証券の預託によりエスクロー口座が開設される場合には、取得者は、

支払われるべき対価の総額の少なくとも1パーセントが、エスクロー口座のある指定商業銀行に現金で入金されるようにしなければならない。

- (5) 指定商業銀行への現金入金の形式によるエスクロー口座に関して、取得者は、本規則の要件に基づき、口座開設時に、公開買付幹事会社に対し、銀行小切手もしくは送金小切手を発行することまたはエスクロー口座の入金額を支払うことを銀行に指示する権限を付与しなければならない。
- (6) 銀行保証の形式によるエスクロー口座に関して、かかる銀行保証は公開買付幹事会社のために行われるものであり、買付期間を通じて、また、公開買付けに応募して株式を提供した株主に対する対価の支払いが完了した後の30日の追加期間中において有効な状態を維持するものでなければならない。
- (7) 有価証券の形式によるエスクロー口座に関して、取得者は、公開買付幹事会社に対し、売却等により当該エスクロー口座の価値を実現する権限を付与するものとし、エスクロー口座において維持する必要がある金額が不足している場合には、公開買付幹事会社は、かかる不足を補填する責任を負う。
- (8) 公開買付幹事会社は、21条により要求される特別エスクロー口座への資金の振替えを除き、公開買付けに応募して株式を提供した株主に対する対価の支払いの完了から起算して30日が満了するまでは、エスクロー口座から払い戻しを行ってはならない。
- (9) 取得者が本規則に基づく義務を履行しない場合には、委員会は、エスクロー口座または特別エスクロー口座にある金額の全部または一部を没収するよう公開買付幹事会社に指示することができる。
- (10) 現金が入金されている銀行のエスクロー口座は、以下の方法による場合に限り、払い戻される。
 - (a) 23条に基づく買付けの撤回（公開買付幹事会社の証明を受ける。）に伴い、取得者に対して全額払い戻す場合

ただし、撤回が23条(1)項(c)号に基づく場合、公開買付幹事会社は、委員会から払い戻しの確認を受け次第、エスクロー口座から払い戻しを行う。
 - (b) エスクロー口座の90パーセントを超えない金額の振替えについては、21条に基づき特別エスクロー口座に対して払い戻す場合
 - (c) 公開買付けに応募して株式を提供した株主に対する対価の支払いの完了（公開買付幹事会社の証明を受ける。）から起算して30日満了後、特別エスクロー口座に現金を振り替えた後のエスクロー口座の残額を取得者に対して払い戻す場合。
 - (d) 公開買付けが株式その他の担保付き証券の交換との引き替えにより行われる場合には、公開買付けに応募して株式を提供した株主に対する対価の支払いの完了（公開買付幹事会社の証明を受ける。）から起算して30日満了後、取得者に対して全額払い戻す場合。

- (e) 本規則に基づく義務の不遵守により没収が行われた場合であって、公開買付けに
関係する登録市場仲介者の費用（もしあれば）を控除したうえで、以下の方法で
分配するために公開買付幹事会社に対して全額払い戻す場合。
- (i) エスクロー口座の3分の1を対象会社に対して分配する。
- (ii) エスクロー口座の3分の1を2009年インド証券取引委員会（投資家保護
および教育基金）規則（Securities and Exchange Board of India（Investor
Protection and Education Fund）Regulations, 2009）に基づき設立され
た投資家保護および教育基金に対して分配する。
- (iii) エスクロー口座の3分の1を公開買付けに応募した株主間において按分
により分配する。

その他の手続

18. (1) 16条(1)項に基づく委員会への買付申出のドラフトの提出と同時に、取得者は、買付申
出のドラフトの写しを、対象会社の登記上の事務所および対象会社株式が上場されてい
る証券取引所に送付しなければならない。
- (2) 買付申出は、委員会からのコメントの受領から起算して7営業日後までに（委員会から
コメントが出されない場合には、16条(4)項に定める期間の満了から起算して7営業日
以内に）、基準日における対象会社の出資者名簿に氏名が記載されている株主宛てに送
達されなければならない。

ただし、最終的な買付申出が大幅な変更または修正なくインド以外の法域に送付された
とすると、当該法域の現地法令により取得者または対象会社が民事上、規制上または刑
事上の責任という重大なリスクに晒される可能性がある場合において、当該法域に居住
する株主が対象会社の5パーセント未満の議決権を当該株主に付与する株式を保有し
ているに留まる場合には、取得者は、当該法域への買付申出の送達を差し控えることが
できる。

また、いずれの株式所有者も、基準日に株式を保有していたか否か、または買付申出を
受領していないか否かにかかわらず、公開買付けに応募して株式を提供することができ
る。

- (3) 本条(2)項に基づく買付申出の送達と同時に、取得者は、対象会社の預託証券（もしあ
れば）にかかる株式の保管会社宛てに買付申出を送付しなければならない。
- (4) 競争的な買付が行われているか否かにかかわらず、取得者は、買付価格および（本規則
のその他の規定を条件として）公開買付けにより取得しようとする株式の数を、応募期
間が始まる直前3営業日の開始前に、いつでも上方修正することができる。
- (5) 公開買付けにつき変更が加えられる場合（買付価格または買付規模の上方修正によるか
否かを問わない。）には、取得者は、下記の各行為を行わなければならない。
- (a) 当該変更前に、17条に基づきエスクロー口座に保管される金額につき相応の増額

を行うこと。

- (b) 公告に基づく詳細なパブリックステートメントがなされたすべての新聞紙上で、当該変更について公表すること。
 - (c) かかる公表と同時に、委員会、対象会社株式が上場されているすべての証券取引所および対象会社の登記上の事務所に通知すること。
- (6) 取得者は、買付期間中に、対象会社株式が上場されている各証券取引所および対象会社の登記上の事務所に対して、取得者またはその共同保有者による対象会社株式の取得を、当該取得後 24 時間以内に、指定される様式によりすべて開示しなければならず、証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する。

ただし、取得者およびその共同保有者は、応募期間が開始する 3 営業日前から応募期間の満了までの期間中に対象会社株式を取得および売却してはならない。

- (7) 取得者は、応募期間が開始する 1 営業日前に、公開買付けに関する作業スケジュール、法令その他に基づく承認（もしあれば）の状況（本規則に基づく公開買付義務を生じさせる取得に対するものか、公開買付けに対するものを問わない。）充足されていない条件（もしあれば）およびその状況、応募手順ならびに指定されるその他の重要な詳細について公表する広告を、指定される様式により行う。

ただし、かかる広告は以下の条件に従う。

- (a) 公告に基づく詳細なパブリックステートメントが行われたすべての新聞紙上で行われること。
 - (b) 同時に、委員会、対象会社株式が上場されているすべての証券取引所および対象会社の登記上の事務所に送付されること。
- (8) 応募期間は、16 条(4)項に基づき委員会からコメントを受領した日から起算して 12 営業日後までに開始するものとし、10 営業日にわたり応募を受け付ける。
- (9) 公開買付けに応募して株式を提供した株主は、応募期間中に当該応募を撤回することはできない。
- (10) 取得者は、応募期間の最終日から起算して 10 営業日以内に、本規則およびその他の適用のある法律に基づく公開買付けに関するすべての要件（公開買付けに応募した株主に対する対価の支払いを含む。）を満たさなければならない。
- (11) 取得者は、懈怠、過失または遅延なく公開買付けを完了させるために、取得者が求めるすべての法令上の承認を得るよう努める責任を負う。

ただし、取得者の求める法令上の承認が得られなかったために取得者が当該期間内に公開買付けに応募した株主に対して支払いを行うことができない場合において、それが当該承認を誠実に求める取得者側の故意による懈怠、不実施または過失によるものでないと委員会が判断したときは、委員会は、取得者が指定される利率により遅延利息を株主

に支払うことに合意することを条件として、支払期間の延長を認めることができる。

また、法令上の承認がすべての株主ではなく一部の株主を対象とする場合には、取得者は、公開買付けを完了させる上で法令上の承認が要求されない当該株主に対して支払いを行うことを選択することができる。

- (12) (a) 取得者は、買付期間後 5 営業日以内に、提供された株式の総数、応募のあった株式の総数、対価の支払日等の詳細を記載した買付け後広告を、指定される様式により行う。
- (b) かかる広告は、以下の条件に従う。
- (i) 公告に基づく詳細なパブリックステートメントが行われたすべての新聞紙上で行われること。
- (ii) 同時に、委員会、対象会社株式が上場されているすべての証券取引所および対象会社の登記上の事務所に送付されること。

条件付買付け

19. (1) 取得者は、最低応募数条件が付された公開買付けを実施することができる。

ただし、公開買付けが契約に基づく場合、かかる契約には、公開買付けに対して必要な応募数がなければ取得者は公開買付けに基づき株式を取得せず、また当該契約は無効となる旨の条件を規定しなければならない。

- (2) 最低応募数条件が付された公開買付けが実施される場合には、取得者およびその共同保有者は、公開買付けおよび公開買付けの基礎となる対象会社株式の売却に関する引受契約に基づく場合以外に、買付期間中に対象会社株式を取得してはならない。

競合的買付け

20. (1) 対象会社株式の取得のための公開買付公告がなされた場合には、当該公告を行った取得者以外のいかなる者も、当該公告を行った取得者が詳細なパブリックステートメントを行った日後、15 営業日以内に公開買付公告を行うことができる。

- (2) 本条(1)項に基づく公開買付けは、当該取得者およびその共同保有者の保有株式と併せると、先に公告を行った取得者の保有分と少なくとも同等となる株式数(当該買付けおよび公開買付けの基礎となる対象会社株式の売却に関する引受契約に基づき当該者が取得する予定の株式数を含む。)を対象とする。

- (3) 本規則の規定にかかわらず、本条(1)項の期間内に実施される公開買付けは 6 条の任意公開買付けとはみなさず、本規則の規定は当該解釈に基づいて適用される。

- (4) 本条(1)項に基づくすべての公開買付けおよび先に実施された公開買付けは、本規則上、競合的買付けとみなす。

- (5) いずれの者も、本条(1)項の15営業日の期間後、公開買付けにかかる買付期間が満了するまでは、株式取得のための公開買付公告を行うことはできず、また本規則に基づき株式取得のための公開買付公告を行う義務を生じさせるような取引を行うことはできない。
- (6) 先に実施された公開買付けが最低応募数条件の付された公開買付けでない限り、競合的買付けを行う取得者には、最低応募数に関して条件を付すことはできない。
- (7) いかなる者も、以下の場合には買付期間が満了するまで株式取得のための公開買付公告を行うことはできず、また本規則に基づき公開買付公告を行う義務を生じさせるような取引を行うことはできない。
- (a) 公開買付けが13条(2)項(d)号に基づく投資処分による株式の取得に関するものである場合。
- (b) 公開買付けが11条(2)項に基づき委員会により承認された3章または4章の規定の厳格な遵守からの軽減によりなされる場合。
- (8) すべての競合的買付けに関する作業スケジュールおよび応募期間は、同一日程とし、それぞれの競合的買付けに応募する株式の最終提供日は、最後に行われる競合的買付けに応募する株式の最終提供日に変更される。
- (9) 競合的買付けに関する公告時に、先に競合的買付けを行っている取得者は、自らの公開買付条件を変更することができる。ただし、変更後の条件は、対象会社の株主にとって、より有利でなければならない。
- ただし、競合的買付けを行う取得者は、応募期間が開始する3営業日前までにいつでも買付価格を上方修正することができる。
- (10) 本条に基づき行われる変更を除き、本規則の規定はすべて、いずれの競合的買付けにも適用される。

対価の支払い

21. (1) 現金で支払われる対価のため、取得者は、委員会に登録されている銀行において特別エスクロー口座を開設し、17条(10)項(b)号に基づき振り替えられる現金と併せると公開買付けにより支払われる対価として株主に支払われるべきすべての金額となるような金員を当該口座に入金し、また買付けの幹事会社に対し、本規則上、取得者のために特別エスクロー口座を運用する権限を付与しなければならない。
- (2) 18条(11)項の但書に従い、取得者は、応募期間の満了後10営業日以内に、公開買付けに応募して株式を提供したすべての株主に対する対価の支払い(現金の形式によるか、有価証券の発行、交換または譲渡によるかを問わない。)を完了させなければならない。
- (3) 入金日から起算して7年が終了する時点において本条(1)項の特別エスクロー口座に入金されている未請求の残高(もしあれば)は、2009年インド証券取引委員会(投資家保護および教育基金)規則に基づき設立された投資家保護および教育基金に振り替えら

れる。

取得の完了

22. (1) 取得者は、買付期間が満了するまでは、株式取得のための公開買付義務を生じさせる株式の引受けによるか株式の購入によるかを問わず、対象会社の株式、議決権または支配権の取得を完了してはならない。

ただし、20条(1)項に基づく買付けの場合には、新株第三者割当に基づき、2009年インド証券取引委員会(資本の発行および開示要件)規則74条(1)項に定める期間内に買付けを完了させなければならない。

- (2) 本条(1)項の規定にかかわらず、取得者が公開買付けにより支払われる対価の100パーセント相当額の現金を17条のエスクロー口座に入金することを条件として(ただし、公開買付けへの応募が上限に達することを前提する。)当該契約の当事者は、詳細なパブリックステートメントがなされた日から起算して21営業日が終了した後は当該契約に従って契約の履行を行うことができ、取得者は、想定されている対象会社の株式、議決権または支配権の取得を完了させることができる。
- (3) 取得者は、公開買付義務を生じさせる契約により取り決められる取得を、買付期間の満了から起算して26週間までに完了させなければならない。

ただし、かかる期間内に当該取得を完了させることを不可能とする特別かつ付随的な状況にある場合には、委員会は、理由を公表の上、有価証券への投資家および証券市場の利益のために適当であると判断する期間だけ期間の延長を認めることができる。

公開買付けの撤回

23. (1) 一旦行われた株式取得のための公開買付けは、以下の場合を除き撤回することはできない。
- (a) 公開買付けまたは本規則に基づく公開買付義務を生じさせる取得を行うために必要な法令上の承認が最終的に拒絶された場合。ただし、かかる承認のための要件は、詳細なパブリックステートメントおよび買付申出において具体的に開示されていないなければならない。
- (b) 自然人である取得者が死亡した場合
- (c) 公開買付義務を生じさせる取得に関する契約に規定されている条件が取得者の合理的な支配の及ばない理由のために満たされず、当該契約が無効とされる場合。ただし、かかる条件は、詳細なパブリックステートメントおよび買付申出において具体的に開示されなければならない。
- (d) 委員会が撤回を認める必要があると判断するその他の事情

説明 - 本条(1)項(d)号において、委員会は、撤回を認める理由付き命令を下すものとし、当該命令は委員会により公式ウェブサイトに掲載される。

- (2) 公開買付けが撤回される場合には、取得者は、公開買付幹事会社を通じて、2 営業日以内に下記の行為を行う。
- (a) 公開買付公告が行われたのと同じ新聞紙上で公開買付けの撤回理由を公表する。
 - (b) 公表と同時に、以下に対して書面で通知する。
 - (i) 委員会
 - (ii) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所（証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する）
 - (iii) 対象会社の登記上の事務所

4 章

その他の義務

対象会社の取締役

24. (1) 買付期間中、取得者またはその共同保有者を代理するいかなる者も、新たな取締役としてであると欠員補充としてであるとを問わず、対象会社の取締役会における取締役に任命されてはならない。

ただし、詳細なパブリックステートメントが行われる日から起算して 15 営業日の当初期間経過後は、取得者が公開買付けにより支払われる対価の 100 パーセントを 17 条のエスクロー口座に現金で入金していれば、取得者またはその共同保有者を代理する者を取締役に任命することができる。

ただし、取得者が 23 条(1)項(c)号に基づき公開買付けに適用される条件を指定している場合には、取得者が当該条件を放棄するか成就し、エスクロー口座への現金の入金に関する条件を遵守しない限り、取得者を代理する取締役を買付期間中に対象会社の取締役に任命することはできない。

- (2) 公開買付けが最低応募数条件を付して実施される場合には、取得者およびその共同保有者は、本規則の他の規定にかかわらず、また、17 条のエスクロー口座に入金される現金の規模にかかわらず、買付期間中は取得者またはその共同保有者を代理する取締役を対象会社の取締役に任命することはできない。
- (3) 本規則の規定にかかわらず、また、17 条のエスクロー口座に入金される現金の規模にかかわらず、取得者またはその共同保有者による競合的買付けが継続している間は、対象会社の取締役会に新たな取締役を招聘してはならない。

ただし、取締役が死亡するか、または無能力となった場合には、対象会社の株主が郵便投票により任命を承認することを条件として、それにより生ずる欠員をいかなる者によ

っても補充することができる。

- (4) 対象会社の取締役会に在籍する取締役が、既に取得者または共同保有者を代理している場合には、当該取締役は、対象会社の取締役会の審議に参加せず、公開買付けに関するいかなる事項についても議決権を行使してはならない。

取得者の義務

25. (1) 本規則に基づく株式取得のための公開買付公告に先立ち、取得者は、公開買付けに基づく支払義務を履行するために財務面での十分な手当てを行い、かつ要求される可能性のある公開買付けに関する法令上の承認を得ることを条件として取得者が公開買付けを実施することができるようにしておかなければならない。

- (2) 取得者が対象会社またはその子会社の重要な資産を売却、賃貸借、担保設定その他により通常の事業過程外において譲渡する意思を詳細なパブリックステートメントおよび買付申出において表明していない場合において、取得者が対象会社に対する支配権を取得するに至った場合には、取得者は、買付期間後2年間は当該譲渡を行ってはならない。

ただし、取得者による譲渡の意思が示されていない状況で、対象会社またはその子会社において資産譲渡が必要となる場合には、当該譲渡につき対象会社の株主の郵便投票による特別決議を要するものとし、かかる郵便投票に関する通知には、当該譲渡が必要な理由等が記載されなければならない。

- (3) 取得者は、公告、詳細なパブリックステートメント、買付申出および買付け後広告の内容がすべての重要な点において真実、公正かつ十分であり、重要な点において誤解を生じさせるものでなく、信頼しうる情報源に基づいており、必要に応じて情報源を記載することを保証する。
- (4) 取得者およびその共同保有者は、買付期間中はその保有する対象会社株式を売却しない。
- (5) 取得者およびその共同保有者は、本規則に基づく義務を履行する責任を連帯して負う。

対象会社の義務

26. (1) 対象会社株式を取得するための公開買付公告が行われた場合、対象会社の取締役会は、買付期間中、対象会社の事業が過去の慣行に合致した通常の過程において実施されるようにしなければならない。

- (2) 買付期間中は、郵便投票での特別決議による対象会社の株主の承認が得られない限り、対象会社またはその子会社の取締役会は、以下の行為を行ってはならない。

(a) 重要な資産を売却、賃貸借、担保設定その他により通常の事業過程外において譲渡するか、またはそのための契約を締結すること。

(b) 通常の事業過程外において、多額の借入れを行うこと。

(c) 保有者に議決権を付与する授権未発行の有価証券を発行し、または割り当てるこ

と。

ただし、対象会社またはその子会社は、下記事項を行うことができる。

- (i) 公開買付公告前に発行された転換可能証券の予め定められた転換条件に基づく転換により株式を発行し、または割り当てること。
 - (ii) 公開買付公告前に仮目論見書が会社登記官に提出されている公募により株式を発行し、または割り当てること。
 - (iii) 公開買付公告前に基準日が公表されているライツ・イシューにより株式を発行し、または割り当てること。
- (d) 自己株式取得を実施し、または対象会社の資本構成につきその他の変更を行うこと。
- (e) 対象会社またはその子会社が当事者である重要な契約を通常の事業過程外において締結し、変更し、または終了すること（かかる契約が適用のある会計原則に基づく用語の意味での関係当事者と締結されるか、またはその他の者と締結されるかを問わない。）
- (f) 対象会社またはその子会社が義務を負いうる者に対する権利の偶発的付与を推進すること（当該義務が従業員ストックオプション等により対象会社株式を取得することであるか否かを問わない。）
- (3) 対象会社の子会社の株主総会において本条(2)項の事項が決議される場合、対象会社およびその子会社（もしあれば）は、対象会社の株主により採択される特別決議と合致した方法で議決権を行使しなければならない。
- (4) 対象会社は、応募期間が開始する3営業日前の日から応募期間の満了までは、コーポレートアクションのための基準日を設定することが禁止される。
- (5) 対象会社は、基準日から起算して2営業日以内に、氏名、住所、保有株式数およびフォリオ番号を記載した対象会社の出資者名簿に基づく電子形式の株主一覧表（入手可能な場合）および株式譲渡登記申請（もしあれば）が対象会社において継続中である者の一覧表を取得者に提供する。

ただし、取得者は、かかる情報を提供するために対象会社が外部機関に支払うべき合理的な費用を払い戻す。

- (6) 詳細なパブリックステートメントを受領次第、対象会社の取締役会は、かかる公開買付けに関する理由付き勧告を行う独立取締役からなる委員会を設置するものとし、対象会社は、当該勧告を公表する。

ただし、かかる委員会は、対象会社の費用負担により、外部の専門家の助言を求めることができる。

- (7) 独立取締役からなる委員会は、公開買付けに関する理由付き勧告書を対象会社の株主に提供しなければならない。かかる勧告は、応募期間が開始する少なくとも2営業日前に、公開買付公告が行われたのと同じ新聞紙上で、指定される様式により公表されるものとし、同時に、その写しが以下に宛てて送付される。
 - (i) 取締役会
 - (ii) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所（証券取引所は、かかる情報を直ちに一般に公表する。）
 - (iii) 公開買付幹事会社（競合的買付けがある場合には、各競合的買付けに関する公開買付幹事会社）
- (8) 対象会社の取締役会は、公開買付けに応募して提供された株式の真偽確認につき、取得者に便宜を供与しなければならない。
- (9) 対象会社の取締役会は、競合的買付けを行う取得者に提供された情報および協力を、競合的買付けを行うすべての取得者に対して開示しなければならない。
- (10) 本規則により要求される条件を取得者が成就した場合、対象会社の取締役会は、遅滞なく、取得者が株券の形で取得した株式の譲渡（契約、公開市場買付または公開買付けによるとを問わない。）を株主名簿上登録する。

公開買付幹事会社の義務

27. (1) 公告に先立ち、公開買付幹事会社は、下記が行われるようにしなければならない。
 - (a) 取得者が公開買付けを実施することができること。
 - (b) 公開買付けに基づく支払義務を履行するために、取得者が立証可能な手段を通じて十分な資金手当てを行っていること。
- (2) 公開買付幹事会社は、公告、詳細なパブリックステートメント、買付申出および買付け後広告の内容がすべての重要な点において真実、公正かつ十分であり、重要な点において誤解を生じさせるものでなく、信頼しうる情報源に基づいており、必要に応じて情報源を記載しており、本規則に基づく要件を満たしているようにしなければならない。
- (3) 公開買付幹事会社は、デューデリジェンス証明書および16条に基づき提出される買付申出のドラフトを委員会に提供しなければならない。
- (4) 公開買付幹事会社は、公開買付けのために採用される市場仲介者が、委員会に登録されている者であるようにしなければならない。
- (5) 公開買付幹事会社は、本規則の遵守するよう、努力し、注意し、また専門的判断を行う。
- (6) 公開買付幹事会社は、買付期間中は、自己のために対象会社株式を売買してはならない。

- (7) 公開買付幹事会社は、応募期間の満了から起算して 15 営業日以内に、各種公開買付要件の達成状況を確認する報告書を、指定される様式により委員会に提出しなければならない。

5 章

保有株式の開示および支配権

開示に関する規定

28. (1) 本章に基づく開示は、取得者もしくは対象会社のプロモーターまたはその各共同保有者の保有株式および議決権の合計の開示とする。
- (2) 本章において、転換可能証券の取得および保有は株式の取得および保有とみなされ、かかる取得および保有の開示は当該解釈に従って行われる。
- (3) 本章の関係上、「担保権 (encumbrance)」とは、名称の如何を問わず、質権、先取特権またはその他の取引を含む。
- (4) 本章により要求される開示を受けた場合には、証券取引所は、当該受領した情報を直ちに公表する。

取得および処分の開示

29. (1) 取得者およびその共同保有者が保有する対象会社の株式または議決権と併せると当該対象会社の株式の 5 パーセント以上となる当該対象会社の株式または議決権を取得する取得者は、取得者およびその共同保有者が有する当該対象会社の保有株式および議決権の合計を、指定される様式により開示しなければならない。
- (2) 共同保有者と併せると対象会社の 5 パーセント以上の株式または議決権を、自らおよびその共同保有者に付与する株式または議決権を保有する取得者は、当該対象会社の 2 パーセント以上の株式または議決権に相当する当該対象会社の株式の取得または処分を、指定される様式によりすべて開示しなければならない。
- (3) 本条(1)項および(2)項により要求される開示は、株式の割当てに関する通知の受領または対象会社の株式もしくは議決権の取得後 2 営業日以内に、以下に対して行われなければならない。
- (a) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所、および
- (b) 対象会社の登記上の事務所
- (4) 本条の関係上、担保権により取得した株式は取得として取り扱われるものとし、担保権の抹消により付与される株式は処分として取り扱われるものとし、開示は、当該解釈に従って、当該者が指定される様式により行われなければならない。

ただし、かかる要件は、通常の事業過程における債務を担保するための株式に対する質権設定に関連する質権者としての指定商業銀行または公的金融機関には適用されない。

継続的開示

30. (1) 共同保有者と併せると対象会社の議決権の 25 パーセント以上を行使する権利を自らおよびその共同保有者に付与する株式または議決権を保有する者はすべて、その者およびその共同保有者が有する 3 月 31 日現在における当該対象会社の保有株式および議決権の合計を、指定される様式により開示しなければならない。
- (2) 各対象会社のプロモーターは、その共同保有者とともに、当該プロモーターおよびその共同保有者が有する 3 月 31 日現在における当該対象会社の保有株式および議決権の合計を、指定される様式により開示しなければならない。
- (3) 本条(1)項および(2)項により要求される開示は、各事業年度の末日から起算して 7 営業日以内に、以下に対して行われなければならない。
- (a) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所、および
 - (b) 対象会社の登記上の事務所

担保が設定されている株式の開示

31. (1) 各対象会社のプロモーターは、自らまたはその共同保有者が担保設定を行った当該対象会社の株式の詳細を、指定される様式により開示しなければならない。
- (2) 各対象会社のプロモーターは、株式にかかる当該担保権の行使または当該担保権の抹消を、指定される様式により開示しなければならない。
- (3) 本条(1)項および(2)項により要求される開示は、担保権の設定、行使または抹消から起算して 7 営業日以内に、以下に対して行われる。
- (a) 対象会社株式が上場されているすべての証券取引所、および
 - (b) 対象会社の登記上の事務所

6 章

雑則

指示権限

32. (1) 法 6A 章および 24 条に基づく権限を妨げることなく、委員会は、有価証券への投資家および証券市場の利益のために、法 11 条、11B 条または 11D 条に基づき自らが適当と判断する、以下をはじめとした指示を行うことができる。

- (a) 2009年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則に基づく競売によるか、公開市場における売買によるか、売却の申出によるかを問わず、本規則に違反して取得した株式の投資処分を指示すること、およびかかる投資処分のためにマーチャント・バンカーの任命を指示すること。
- (b) 本規則に違反して取得した株式、またはかかる株式の指示された売却による取得代金を、2009年インド証券取引委員会（投資家保護および教育基金）規則に基づき設立された投資家保護および教育基金に譲渡するよう指示すること。
- (c) 本規則に違反して取得した株式の譲渡を行わないよう対象会社または預託機関に指示すること。
- (d) 本規則に違反して取得した株式に付されている議決権またはその他の権利を行使しないよう取得者、共同保有者、形式的保有者（ノミニー）または代理人に指示すること。
- (e) 本規則に違反した者が資本市場を利用するかまたは有価証券を売買することを、違反の内容および重大さを勘案したうえで指示される期間にわたり、禁止すること。
- (f) 対象会社株式を取得するための公開買付けを、本規則に基づき委員会が決定する買付価格で実施するよう取得者に指示すること。
- (g) 25条(2)項但書に規定する条件が満たされない場合に、買付申出の内容に反して対象会社またはその子会社の資産を処分させないよう取得者に指示し、買付申出の内容に反して対象会社またはその子会社の資産を処分しないよう対象会社に指示すること。
- (h) 公開買付けを実施し、買付価格とともに委員会が適当であると判断する利率による利息を支払うよう、公開買付けを行わなかったか、または公開買付けの実施が遅れた取得者に指示すること。
- (i) 委員会が適当と判断する期間にわたり公開買付けを行わず、対象会社株式に関する公開買付義務を生じさせるような取引を行わないよう、公開買付けの対価を株主に支払わなかった取得者に指示すること。
- (j) 遅延期間につき委員会が適当であると判断する利率による利息を支払うよう、公開買付けを行ったが株主への公開買付けの対価の支払いが遅れた取得者に指示すること。
- (k) 本規則の要件を遵守することなく取得した対象会社に対する支配権の行使を停止するよういずれかの者に指示すること。
- (l) 取得者およびその共同保有者の保有株式を最大許容非浮動株式保有割合以下に制限することとなるような数の株式につき投資売却を指示すること。

- (2) 委員会が開始する手続において、委員会は、いずれかの者に対して指示を行う前に、自

然的正義の原理を遵守する。

- (3) 委員会は、委員会に登録されている仲介者による本規則の要件の不実施に対して、適用のある規則に基づき適切な手続をとる。

紛争排除権限

33. 本規則の規定の解釈または適用上の紛争を排除するために、委員会は、ガイダンスノートまたは通達を通じて指示を発する権限を有する。

ただし、本規則のある規定の解釈または適用に関して、特定の事例において委員会から指示が発される場合には、当事者に対して合理的な審理の機会を与え、かつ指示を行った理由を記録した上でのみ、当該指示は実施される。

その他の規則の変更

34. 別紙に指定される規則は、当該別紙に定める方法および限度において変更される。

無効および留保

35. (1) 1997年インド証券取引委員会(株式の大量取得および支配権取得)規則(Securities and Exchange Board of India (Substantial Acquisition of Shares and Takeovers) Regulations, 1997)は、本規則の発効日をもって無効となる。
- (2) かかる無効にかかわらず、
- (a) 実施された事項もしくは講じられた措置または実施されたか講じられたとされる事項もしくは措置(買付申出へのコメント、委員会により認められる免除、徴収された手数料、判決、開始された取調べまたは調査、無効とされた規則に基づき当該無効の前に発せられた理由開示通知を含む。)は、本規則の対応する規定に基づき実施されたか、または講じられたとみなす。
 - (b) 無効とされた規則の従前の運用、無効とされた規則に基づき適式に実施されたかまたは被った事項、無効とされた規則に基づき取得し、発生し、または負担した権利、特権、義務または債務、無効とされた規則に反して行われた違反に関して被った罰金、没収または刑罰、上記の権利、特権、義務、債務、罰金、没収または刑罰に関する調査、法的手続または救済手段は、無効とされた規則が無効とされなかったかのように引き続き影響を受けない。
 - (c) 無効とされた規則に基づく公告が行われた公開買付けは、無効とされた規則に基づき継続され、完了することを要する。
- (3) 1997年インド証券取引委員会(株式の大量取得および支配権取得)規則が無効となった後は、当該規則に基づき委員会により制定されたその他の規則または当該規則に基づき委員会により発せられたガイドラインもしくは通達における当該規則への言及は、本規則の対応する規定への言及とみなす。

別紙
[34 条を参照]

2009 年インド証券取引委員会（資本の発行および開示要件）規則の変更

- (i) 3 条(f)項において、文章を完全に終了させるため、「：」という記号を置き換える。
- (ii) 3 条(f)項の後に、以下の新たな但書を挿入する。

「ただし、本規則の規定は、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則 9 条(1)項(b)号、(d)号および(e)号に基づく有価証券の発行には適用されない。」

- (iii) 74 条(2)項の後に、以下の新たな項を挿入する。

「(3) 本条の規定にかかわらず、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則に基づく発行会社株式の公開買付義務を生じさせる新株第三者割当が行われる場合において、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則 20 条(1)項に基づく買付けが行われなときは、20 条(1)項に定める期間の満了または 2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則に基づく公開買付けの完了に必要なすべての法令上の承認を受けた日から起算して 15 日の期間が計算される。

ただし、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則 20 条(1)項に基づく買付けが行われる場合には、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則に定める買付期間の満了から起算して 15 日の期間が計算される。

また、本項の規定は、2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則 20 条(1)項に基づき新株第三者割当により行われる買付けには適用されない。」

- (iv) 別紙 8、E 部、段落 5、(VI)条(C)項 6 号の後に、以下の新たな号を挿入する。

「(6A) 2011 年インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則 10 条 4 項(b)号の権利落ち価格の開示」

ユー・ケー・シンハ

議長

インド証券取引委員会